

長野市長 鷺澤 正 一 様

長野市情報公開審査会  
会長 柳澤 修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年 5 月21日付け24第一第 8 号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年 3 月 1 日付け23第一第90号で行った行政情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 異議申し立てに至る経過

#### (1) 公開請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年 1 月 4 日付けで、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、「第一庁舎・市民会館の建て替えについて、H21年 4 月15日から募集した市民意見の原本（8 月26日まで）（以下「本件対象行政情報」という。）の写し等の交付を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、条例第 7 条第 2 号に該当する個人に関する情報及び条例第 7 条第 6 号の事務事業支障情報を除き公開することとし、本件処分を行い、申立人に通知した。

#### (3) 異議申立て

これに対し、申立人は、本件処分を不服として、平成24年 4 月11日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

#### (4) 諮問

実施機関は、平成24年 5 月21日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

### 3 申立人の主張要旨

「異議申立書」から、申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開請求した資料は、長野市役所第一庁舎・長野市民会館の建て替えについて、長野市が最初に市民からの意見公募をした際の市民意見の原本である。

意見公募の結果について、長野市長は平成21年6月11日に行われた長野市議会定例会において、「第一庁舎及び市民会館ともに8割を超える方から建て替えに賛成とのご意見をいただいております。」と所信表明で述べ、両施設建て替えの根拠として示している。また、両施設建て替えに関する広報紙で、「意見募集では7割以上が賛成意見（要望）で、市民会館を望む市民の期待は大きいと判断しています。」と建て替え必要性の根拠の一つとしている。

上記のように、数字がはっきりと市民に示され、それが市の施策を進めるための根拠ないし参考として反映されているのであるから、その数字が正しいかどうか市民が確かめるために意見は公開されなくてはならない。市民にはそれを確認する権利があるのは当然と考える。

全国的に例を見れば、行政が意見公募した中で、いわゆる「やらせ」があったという事例もある。それがあのかないのかの事実確認は、意見の原本を当たらない限りは確かめようがない。

非公開となる個人情報とは、氏名や住所、連絡先など、誰もが特定できる個人の情報に限るべきであり、意見の部分は公開されて当然と考える。

よって意見に記された個人名や住所などの個人情報を除き、意見そのものに限っての公開を求める。

#### 4 実施機関の理由説明の要旨

市民から寄せられた意見の原本には、氏名、住所等の個人識別情報及び意見原文が記載されている。意見原文には、基本的方針案への意見のほか、意見提出者の思想や信条、考え方等が記載されているものがある。また、文面や自筆の場合の筆跡には、意見提出者の特徴が表れているものもあると考えられる。

意見原文をそのまま公開する場合、氏名や住所等の個人識別情報をマスキングした上であっても、文面や筆跡などを他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性は否定できない。

例えば、一般の人には特定の個人を識別することができない情報であっても、当該個人と特別の関係にある者（例えば、当該個人の親戚、同僚、近隣住民、家族の勤務先関係者等）が公開請求者となり、他の情報と照合することで個人が特定され、その結果、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られてしまう場合も十分に考えられる。

個人のプライバシーは、一度侵害されると当該個人には回復しがたい損害を与えるため、最大限保護されるべきものである。そのため、条例第7条第2号において、「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非公開情報としている。

以上から、氏名や住所等の個人識別情報を除いた意見原文についても、個人のプ

プライバシーを侵害するおそれがあるため、条例に基づき、意見原文は、「個人に関する情報」に該当する非公開情報と考えている。

なお、市民意見募集は、本来、賛否を問うものではなく、案に対する意見をお聴きするものであり、住民投票やアンケートとは異なる。市では、平成20年度から開始した有識者による検討や市民ワークショップでの検討、市民意見、議会意見などをお聴きする中で、将来を見据えたまちづくり、防災対策、財政計画、費用対効果などを総合的に検討し、両施設の「建て替え」を決定したものであり、単に賛否の数のみをもって方針決定したものではない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

### (2) 本件申立てに対する審議事項について

申立人の主張及び実施機関の説明を整理すると、本件対象行政情報が条例第7条第2号に該当するか否かが本件申立ての争点と考えることから、この点について調査、審議する。

### (3) 本件処分の理由である条例第7条第2号の該当性について

原則公開とする情報公開制度においても、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーは最大限保護されるべきものであり、一度侵害されると当該個人に対し回復しがたい損害を与えることとなる。

このため、条例第3条において、実施機関の責務として、「この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の公開を請求する権利を十分に尊重する」とする一方で、「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。また、個人のプライバシーに係る具体的な内容は、法的及び社会通念上でも必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は、事案ごと、各人によって異なり得ることから、条例第7条第2号及び同号ただし書きにおいて、非公開情報とする個人情報と、その例外について規定している。氏名、住所などにより特定の個人を識別することができる情報はもとより、それだけでは特定の個人を識別することができない情報であっても、個人の思想や信条などに関する情報が含まれる行政情報であって、内容自体が個人の人格と密接に関連するため、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報は、非公開情報に該当すると解釈するのが相当である。また、本件対象行政情報が、不特

定の一般に公開されることにより、意見提出者の身近な者や利害関係人であれば、意見や提案の内容から、氏名、住所などの個人を識別できる情報を部分的に除いたとしても、特定の個人を推測できる可能性があり、結果として意見提出者の権利利益を害するおそれが生じると考えることは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおりと判断した。

(5) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 小泉 真理、委員 田下 佳代、  
委員 芝波田 利直

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 5 月21日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○審議
平成24年 5 月24日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成24年 6 月25日 (審査会)	○審議
平成24年 7 月23日 (審査会)	○審議 ○答申